

# 単元未満株式買取請求書

年 月 日

株式会社ダッツ株主名簿管理人

司法書士法人中央合同事務所 御中

私が所有する株式会社ダッツの下記株式について、貴社の株式取扱規定に基づいて買取りを請求します。  
買取代金は下記支払方法指定欄に記載の方法により支払うよう請求します。

請求者 郵便番号：  
住 所：  
フリガナ  
氏 名： \_\_\_\_\_ 印  
電 話：  
(連絡先)  
株主番号：  
買取請求株数： 株

(ご注意) ご住所、お名前、印が会社へお届出のものと相違しますとお手続きができませんのでご注意ください。

## 支払方法指定欄

振込先 銀行名： 銀行・信用金庫・農協 支店  
種 目： 1. 普通(総合) 2. 当座 3. 貯蓄 4. その他  
口座番号：  
口座名義人 フリガナ  
名 義 人：

### <ご 注 意>

- 買取請求の効力は、本請求書が株主名簿管理人である当社に到着したときに生じます。
- 登録株式の買取請求について、ご記入の株式数が株主名簿上の株式数を超過している場合は、株主名簿上の株式数が適用されます。
- 買取代金は手数料等を差し引いたうえ、買取価格決定日から6営業日(初日不算入)以内にお支払いの手続をいたします。
- 買取請求された株式は、上記3. の買取代金支払手続日に会社に移転いたします。
- 買取請求に際しては、住民票の写し等の本人確認書類をご提示いただくことになっております。

### <買取請求に伴う譲渡益課税について>

個人(居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者)が、買取請求により単元未満株式または端株を譲渡した場合の譲渡所得への課税方式につきましては、申告分離課税が適用され、他の所得とは区分して所得税が課税されます。

なお、申告分離課税による所得税の納付手続につきましては、買取請求人ご自身が確定申告により行う必要があります。

# 単元未満株式買取請求に伴う買取価格についての同意書

年 月 日

株式会社ダッツ株主名簿管理人  
司法書士法人中央合同事務所 御中

買取請求者 住所

氏名

㊟

(お届け印)

私が行った、貴社株式の買取請求に関する1株当たりの買取価格を、下記の金額とすることにつき、本書をもって同意いたします。

## 記

1. 買取請求日 年 月 日
2. 買取請求株式数または端株数 株
3. 1株当たりの買取価格 金 円

以上